

判 決 要 旨

事件の表示

東京高等裁判所平成26年(ネ)第5388号損害賠償請求控訴事件

(原審・東京地方裁判所平成23年(ワ)第40981号)

判決言渡日・平成27年12月22日(口頭弁論終結日・平成27年9月10日)

裁判所の表示

東京高等裁判所第19民事部 裁判長・小林昭彦, 裁判官・松谷佳樹, 岡山忠広

当事者の表示

控訴人 国立市(代表者市長佐藤一夫)

被控訴人 上原公子

主文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、3123万9726円及びこれに対する平成20年3月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1審、第2審を通じ、被控訴人の負担とする。

事案の概要

- 1 控訴人(国立市)は、国立市内においてマンション建築を計画していた明和地所株式会社(以下「明和地所」という。)から、国立市の市長であった被控訴人によって営業活動を妨害されたことなどにより損害を被ったとして、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求の訴えを提起され、この訴訟において、控訴人に損害賠償金合計2500万円及びこれに対する遅延損害金の支払を命じる旨の判決が確定したことから、平成20年3月27日、明和地所に対し、上記判決で認容された損害賠償金2500万円及びこれに対する遅延損害金623万9726円の合計3123万9726円(以下「本件損害賠償金」という。)を支払った。
- 2 控訴人の住民は、控訴人は明和地所に本件損害賠償金を支払ったことにより被控訴人に対して国家賠償法1条2項に基づく求償権(以下「本件求償権」という。)

を有するところ、国立市長が本件求償権を行使していないのは違法に財産の管理を怠る事実該当として、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、国立市長を被告として、本件求償権の行使を求める旨の住民訴訟（以下「前件住民訴訟」という。）を東京地方裁判所に提起し、平成22年12月22日、国立市長に対し、本件求償権に基づき、被控訴人に対して3123万9726円及びこれに対する本件損害賠償金の支払日の翌日である平成20年3月28日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求するよう命じる旨の判決（以下「前件住民訴訟判決」という。）が言い渡された。国立市長（関口博）は、前件住民訴訟判決を不服として東京高等裁判所に控訴したが、平成23年5月30日、新たに就任した国立市長（佐藤一夫）がこの控訴を取り下げたため、前件住民訴訟判決が確定した。

- 3 本件は、控訴人が、被控訴人に対し、地方自治法242条の3第2項に基づき、本件求償金の支払を求める事案である。原判決は、国立市長が本件求償権を放棄する旨の国立市議会の議決にもかかわらず、再議に付する手続をとらないで本件求償権を行使することは、権限濫用及び信義則違反であるとして、控訴人の請求を棄却したので、控訴人がこれを不服として控訴をした。

当裁判所の判断

- 1 前件住民訴訟判決後、国立市長が控訴を取下げたことは、民事訴訟法46条3号の「被参加人が補助参加人の訴訟行為を妨げたとき。」に該当するから、前件住民訴訟判決の効力は、補助参加人であった被控訴人に及ばない
- 2 被控訴人は、明和地所による中高層のマンション建設が、大学通りの景観を害すると考え、その建築をやめさせようとしたが、当時は、有効な法的手段がなかったことから、住民運動を利用し（第1行為）、明和地所が行政指導に従わないとみるや、地区計画等の法的手段によって建築制限を及ぼそうと手続を急ぐとともに（第2行為①）、明和地所のマンション建設に事実上圧力を加えて着工を遅らせようとし（第2行為②）、議会や報道を予期した

場所で明和地所のマンション建設が建築基準法に違反するかのような印象を与え、将来給水拒否等の不利益を受ける可能性があることを示唆して顧客に影響を与えた（第3行為及び第4行為）ものと認められる。このうち第2行為①は適法な法的手続であり、第2行為②については明和地所の建設着工には結果的に影響はなかったといえることができるが、第1行為、第3行為及び第4行為によって、明和地所の顧客がマンション購入に消極的になるなどの影響を与え、これによって明和地所に営業損害及び信用毀損の損害を与えたことが認められ、これについて被控訴人の不法行為が認められる。被控訴人に、大学通りの景観利益保護という目的の公益性があったとしても、それによって違法性を阻却するものではない。

- 3 明和訴訟の控訴審判決に基づき本件損害賠償金が支払われた後、明和地所から寄附の申出があり、本件損害賠償金と同額の寄付がされている（以下「本件寄附」という。）が、明和地所は、控訴人からの債権放棄の打診に対し、これを明示的に拒否し、国立市民のための教育・福祉の施策の充実に充てて欲しい旨の寄付金申出書を提出して本件寄附をしていることなどに照らし、本件寄附をもって、控訴人の本件損害賠償金の填補とみることはできない。
- 4 平成25年12月19日の国立市議会において、本件求償権を放棄する旨の議決（以下「本件放棄議決」という。）がされているが、議会が債権の放棄の議決をしただけでは放棄の効力は生ぜず、その後、平成27年5月19日の国立市議会において、本件放棄議決に反対の意思を表明するとともに、国立市長に本件求償権の行使を求める旨の議決がされていることに照らすと、本件求償権の行使が権限の濫用に当たり又は信義則に反するとはいえない。

以上